

談合情報対応マニュアル

I 一般原則

1. 情報の確認

入札に付そうとする建設工事等（工事又は製造の請負）、測量・建設コンサルタント・地質調査業務等の委託、物品等（物件の買入その他）について入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに浦安市公正入札調査委員会事務局（以下「事務局」という。）へ電話等により通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。また、新聞等の報道により、情報を把握した場合にも事務局へ通報するものとする。

なお、浦安市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）は、浦安市建設工事等指名業者選定等審査会（以下「審査会」という。）の委員長及び委員をもって充てるものとし、運用は審査会規程の規定を準用する。

2. 報告

事務局は、I-1により、情報の通報を受けた場合には、談合情報メモ（別記様式第1号）を作成するとともに、談合情報報告書（別記様式第2号）により、ただちに、委員会の長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により、情報を把握した場合も報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

3. 委員会の招集及び審議

委員長は、I-2により事務局からの報告を受けた場合、事情聴取の結果等を踏まえて委員会を招集し、以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4. 公正取引委員会への通報等

公正取引委員会への通報は次の場合に行う。

(1) 入札執行前に情報を把握し、II-1-(3)により「談合の事実があったと認められる証拠を得た」と判断した場合。

5. 報道機関等との対応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、事務局が対応すること。

また、情報について、公正取引委員会へ通報している場合は、その旨を明らかにすること。

II 具体的な対応

情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。なお、詳細な手順等は、IIIに従い行うこと。

1. 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 情報が次の場合には、事情聴取等必要な調査を行う。

① 調査に値する場合

(a) 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者が、明らかである場合。

(b) 情報提供者が匿名であっても直接発注機関に通報する者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者（JVの場合は、代表者名でも可）が明らかであり、更に下記に示す情報が含まれている場合。

記

- ① 談合に関与した業者名が明らかであること。
- ② 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
- ③ 設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること。
- ④ その他談合に参加した当事者以外に知りえない情報があること。なお、事情聴取を行わない場合であっても入札に際しては、すべての入札参加者から誓約書を提出させ、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後入札を行い、同時に工事費等内訳書の提出を求め積算担当者によるチェックを行う。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して誓約書（別記様式第6号）を提出させ事情聴取を速やかに行うこと。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、または、入札開始時刻の繰下げ等により入札を延期した上で行うこと。

3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、浦安市契約事務規則第11条、第14条を適用し入札の執行を取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会に通報する。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加資格者から誓約書（別記様式第4号）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨警告をした後に入札を行うこと。
- ② 入札には、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）が立会い、工事費等の内訳書をチェックすること。
- ③ 工事費等の内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、II-1-(3)により対応すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象としてII-1-(2)以下に従い対応すること。

2. 入札執行後に情報を把握した場合

入札執行後に情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否かを委員会で判断すること。

(1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

① 委員会への報告

情報があった場合には、契約を保留し、委員会に報告しその取扱を審議する。委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約する。

② 事情聴取

委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会に報告する。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、浦安市契約事務規則第11条、第14条を適用し入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ送付する。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、落札者から誓約書（別記様式第7号）を提出させた上、契約を締結すること。

(2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

① 委員会への報告

情報があった場合には、委員会に報告してその取扱を審議すること。

② 事情聴取

委員会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。また、聴取結果については、事情聴取書を作成する。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否か判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会に通報する。

III 個別手続きの手順等

IIに定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1. 報告書

事務局は、入札談合に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（別記様式第1）の報告書にまとめること。

2. 公正取引委員会への通報等

（1）公正取引委員会への通報等は、事務局で行うものであること。

（2）公正取引委員会への通報等の様式は（別記様式第5）とする。

（3）公正取引委員会へは、その結果の報告を通報するとともに手続きの各段階での事情聴取書、誓約書、入札経過書の写し等必要書類を添え、まとめて送付することができる。

3. 事情聴取の方法等

（1）事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行うこと。

（2）事情聴取は、事情聴取書を参考として1社ずつ呼出し必要事項について聞き取りを行うこと。

（3）聴取結果については事情聴取書を作成すること。

4. 誓約書の提出等

（1）誓約書については、公正取引委員会へ送付する旨を対象者に通知した上で、事情聴取の対象者から提出させること。

なお、落札者決定（入札）後で契約締結以前の場合は、様式の文書表現中、2行目の後段、「落札後」を抹消して用いること。

（2）「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」

旨の警告は、「別紙1」により、警告事項を読み上げること。

5. 工事費等の内訳書のチェック

工事費等の内訳書提示に当っては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後（開札前）に積算担当者が工事費等の内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックする。

6. 報道機関との対応

報道機関との対応については事務局を所管する長が行う。

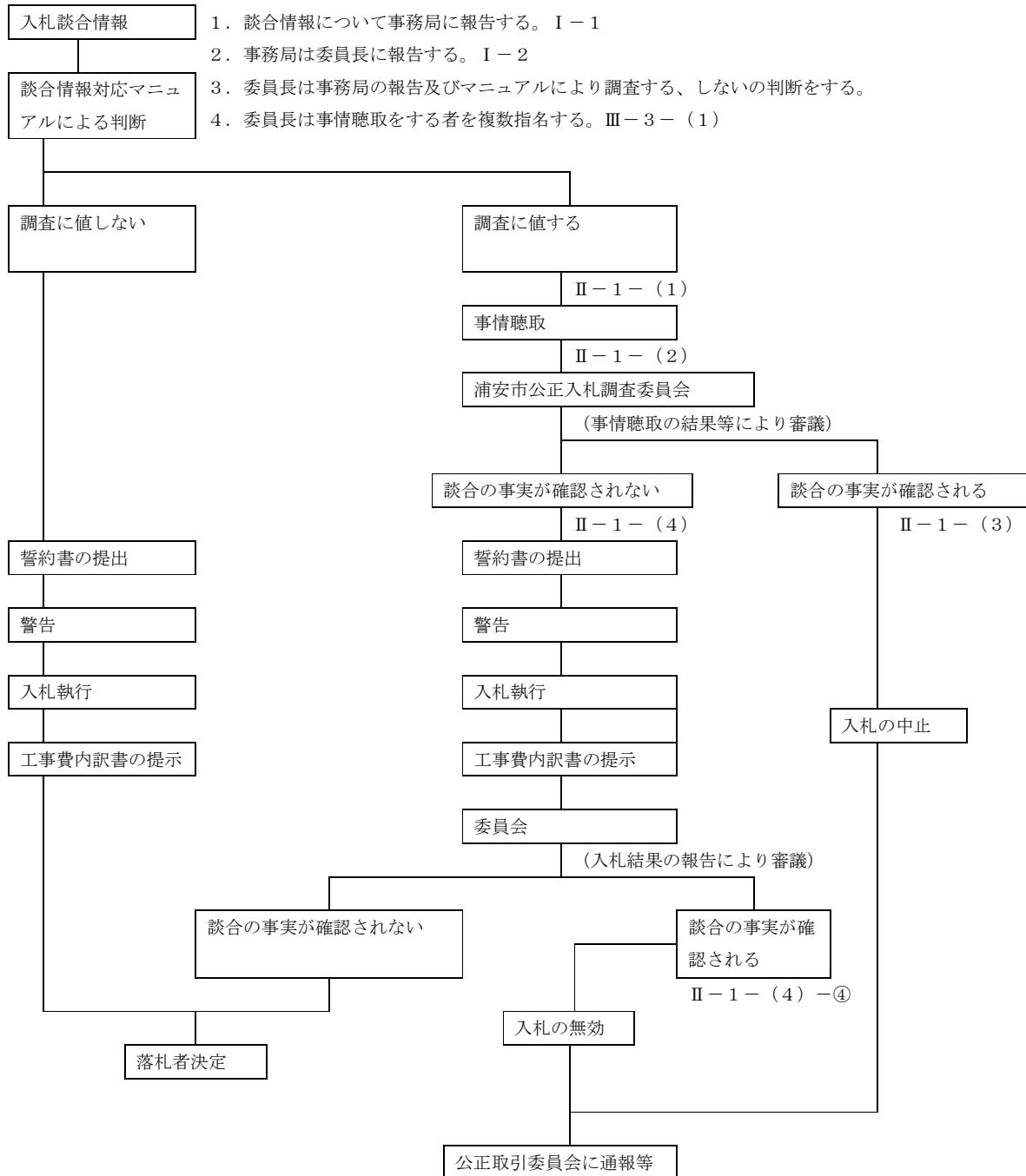
附則

このマニュアルは、平成14年5月15日から施行する。

このマニュアルは、平成15年6月20日から施行する。

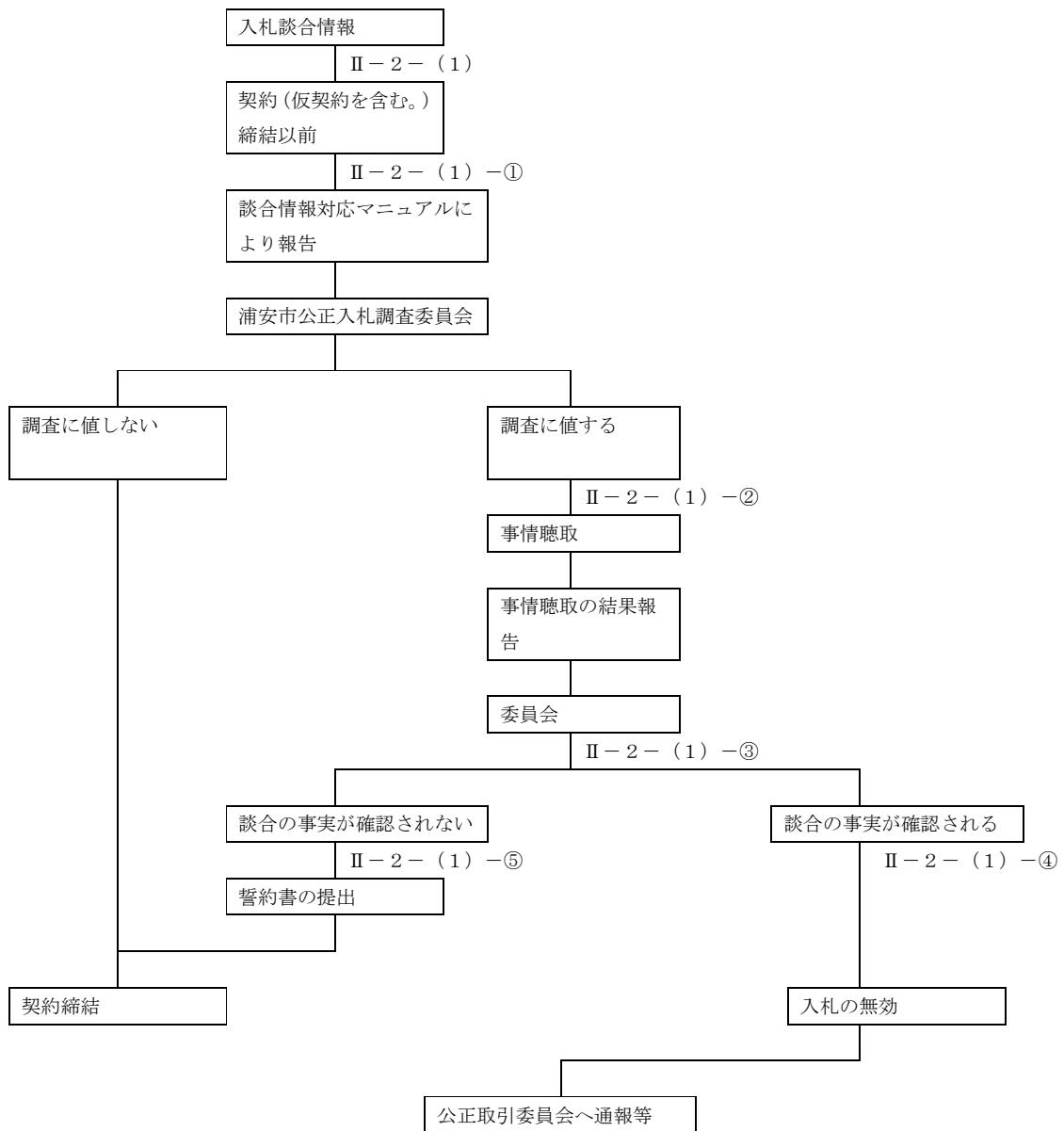
談合情報対応フロー図

(入札執行前)



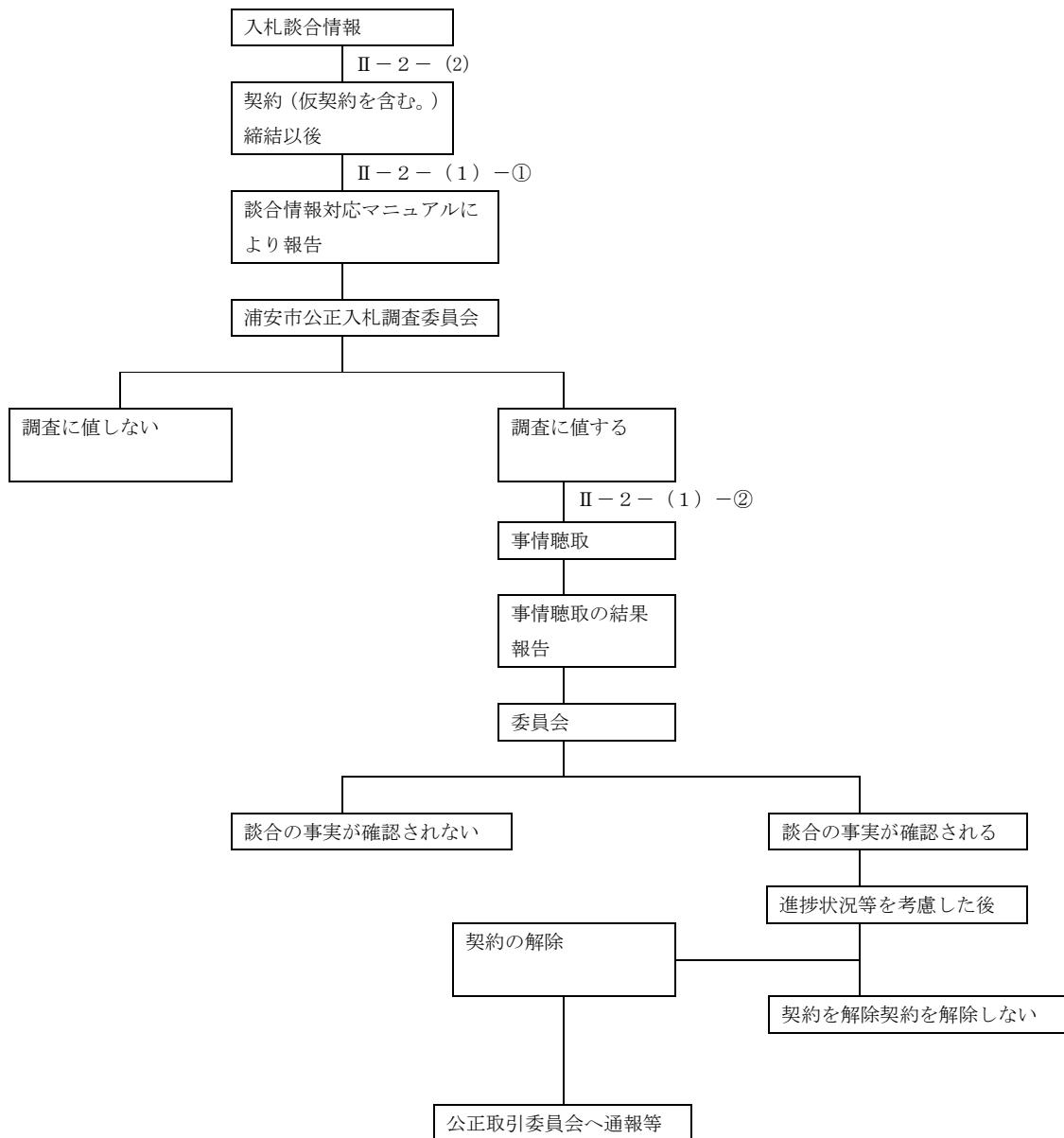
談合情報対応フロー図

(入札執行後、契約締結以前)



談合情報対応フロー図

(入札執行後、契約締結後)



別記様式第1号

談合情報メモ

情報を受けた日時		平成 年 月 日 () 時 分			
対象案件名					
事業執行課					
入札(予定)日		平成 年 月 日 () 時 分			
情報提供者	会社名				
	役職名				
	氏名等				
	連絡先	(住所) (電話)			
情報手段		・電話	・書面	・面接	・報道
情報内容	談合者	参加者			
		首謀者			
		落札予定者			
	談合経過				
	談合結果				
	その他				
	応答者所属・職・氏名				

別記様式第2号

談合情報報告書

平成 年 月 日

浦安市公正入札調査委員会委員長様

財務部契約課長

情報を受けた日時	
対象案件名	
事業執行課	
入札(予定)日	
情報提供者	①報道機関名 ②その他(会社名等) ③役職名 ④氏名等 ⑤連絡先(住所等) (電話番号)
情報手段	・電話 　・書面 　・面接 　・報道
情報内容	
応答者所属・職・氏名	

- * 1. 情報が書面の場合は、写しを添付すること。
- 2. その他参考となる資料があれば添付すること。

事 情 聽 取 書

対象案件名
業者名
事情聴取を受けた者
事情聴取者・職・氏名
日時
場所

質問	聴取内容
1 入札執行に先立ち、すでに落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか？	
2 本案件について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか？	
3 あつたとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか？	
4 その他必要事項	

誓 約 書

件名 _____

上記件名の競争入札に関し、入札注意事項の（1）に抵触する行為は、行っていないことを誓約するとともに、今後とも入札注意事項を尊守することを誓約し、落札後、当該件名に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

平成 年 月 日

住 所	社 印
商号又は名称	
代表者氏名	印

浦安市長 様

別記様式第5号

浦契第 号

平成 年 月 日

公正取引委員会事務局

様

浦安市長

談合情報に関する資料の送付について

本市が発注する の入札に係る談合情報に関する資料を
別添のとおり送付いたします。

(事項)

1. 談合情報報告書（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 誓約書（写）
4. 入札経過書（写）
5. 入札に関する連絡（無効・延期・取消し）
6. その他（契約解除等）

別記様式第6号

誓 約 書

件名 _____

上記件名の競争入札に関する事情聴取につきましては、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓約するとともに、当該件名に関する談合等の事実が明らかになった場合には、措置について異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

平成 年 月 日

住 所	社 印
商号又は名称	
代表者氏名	印

浦安市長 様

誓 約 書

件名 _____

上記件名の競争入札に関し、入札注意事項の（1）に抵触する行為は、行っていないことを誓約するとともに、今後とも入札注意事項を尊守することを誓約し、当該件名に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

平成 年 月 日

住 所	社 印
商号又は名称	
代表者 氏名	印

浦安市長

様

別紙 1

入札執行に係る警告事項参考例

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、誓約書に定める内容を尊守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、浦安市契約事務規則第11条及び同14条の規定により入札を無効とする。(旨の警告をする。)

浦安市契約事務規則

(入札の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札の入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした 2 以上の入札書
- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(落札の取消し)

第 14 条 予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が正当な理由がなく指定の期間内に契約の締結をしないとき。
 - (2) 落札者が不正の入札をしたとき、又はさせたと認められるとき。
 - (3) 落札後第 11 条各号のいずれかに該当する入札であったことが判明したとき。
- 2 前項の規定により落札の取消しをしたときは、その旨を落札者に通知しなければならない。